

韓国におけるコンプライアンス執行の動向 および非常勤理事の責任の強化

(2025 年 2 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地法律事務所（金・張法律事務所）に作成委託し、2025 年 2 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび金・張法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび金・張法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ソウル事務所

E-mail： KOS@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail： SCC@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 最近、遵法経営および理事の法的責任が強化されている政治的・社会的背景	1
1. 国内の不安定な政治環境により企業活動の不確実性が増大	1
2. 規制機関の法執行動向の強化および行政法規違反による刑事責任等理事の法的責任の強化	1
3. 最近の大法院が理事の遵法統制義務に対する法的責任を強化する判決の言い渡し ...	2
4. 韓国政府および機関投資家も理事の遵法統制およびそれによる法的責任を強化 ...	4
II. 理事の法的責任を最小化するための方法.....	5
1. 企業刑事事件の特徴およびコンプライアンスシステムの構築・強化の必要性 ...	5
2. コミュニケーションリスクの低減方法.....	5
3. 事業構造的リスクの低減方法.....	7
III. 結論	8

韓国におけるコンプライアンス執行の動向 および非常勤理事の責任の強化

I. 最近、遵法経営および理事の法的責任が強化されている政治的・社会的背景

1. 国内の不安定な政治環境により企業活動の不確実性が増大

非常戒厳事態後、大統領に対する国会の弾劾訴追案の決議および逮捕令状の執行等政治的に不安定な状況が続いているため、国内経済および社会システム全般の不安定性の深刻化が懸念されており、企業活動の予測可能性も著しく低下している。すなわち、各企業の立場では、企業運営において発生し得るさまざまな法的リスクの管理ないしコンプライアンス経営の重要性がこれまでになく浮上している時期であるといえる。

2. 規制機関の法執行動向の強化および行政法規違反による刑事責任等理事の法的責任の強化

国内で輸入、生産、営業、販売等各種企業活動を営む場合、それに関連する各種行政法規等、強い規制と制約を受けるのが一般的である。企業の事業活動は、下記を含む数多くの法令と不可分の関係でつながっており、各企業が当該法令を適切に遵守しているかに関する規制機関の管理・監督は次第に強化されている。

- (i)反独占／公正取引：独占規制および公正取引に関する法律、(ii)反腐敗／賄賂防止：刑法、請託禁止法等、(iii)マネーロンダリング防止：特定の金融取引情報の報告および利用等に関する法律等、(iv)営業秘密：不正競争防止および営業秘密保護に関する法律等、(v)個人情報／情報保護：個人情報保護法等、(vi)国税／関税：法人税法、所得税法、関税法等、(vii)企業支配構造／財務報告：商法、株式会社等の外部監査に関する法律等、(viii)労働・雇用：勤労基準法、労働組合法等、(ix)消費者保護：電気用品および生活用品安全管理法等、(x)重大災害：重大災害の処罰等に関する法律等

ところが、このような行政法規はほとんどが法規違反行為に対して両罰規定を置き、違反行為をした職員だけでなく、法人およびさらには理事等の経営陣に対しても、普段違反行為を防止するための注意義務を尽くしていなければ刑事責任を負うものとしており、韓国の捜査機関および裁判所は、上記両罰規定を積極的に活用し、企業および経営陣の刑事責任を厳格に問うている。

特に、韓国の場合、OECD加盟国の中でも企業活動に関連して経営陣に適用され得る刑事処罰法規が多く、企業活動にあたって深刻な障害として作用することは、国内外の報道を通じて広く知られている事実である。一例として、2024年7月頃の報道によれば、韓国には414の経済関連法律があり、このうち刑罰規定が5,886に上り、外国人が外資系韓国法人のCEOを務めることを敬遠しているという報道が相次いでいる¹。

3. 最近の大法院が理事の遵法統制義務に対する法的責任を強化する判決の言い渡し

韓国の商法上、基本的に、理事は会社に対して善管注意義務および忠実義務を負い、理事会の一員として理事の職務執行に対する監督権限（商法第393条第2項）を行使しなければならない。理事の義務違反は、(i)民事責任²および(ii)刑事責任（刑法上の業務上背任・横領を含め、個別の法令に規定されている刑事責任）につながる可能性がある。

伝統的に、裁判所は、理事のこのような注意義務違反を認めるためには、会社で発生した法違反行為に対する理事の故意がある、または過失、すなわち違反行為を認知できたにもかかわらず注意を払わなかった任務懈怠が必要であるという立場を取ってきた。しかし、最近言い渡された一連の大法院判決（大法院2022年5月12日言渡2021ダ279347判決等）によれば、理事（社内および社外理事を含む）等経営陣が、普段、高い法的リスクが予想される業務において、これに関連する諸般の法規の把握、遵守

¹ 中央日報2024年7月17日付の記事「CEOの刑罰規定5886個…外国企業『決裁の度に刑務所の心配』 [イグジットコリア]」（<https://www.joongang.co.kr/article/25264027>）。

² 理事の故意または過失による法令／定款違反行為や任務懈怠行為により会社が損害を被った場合、会社に対する損害賠償責任（商法第399条）、理事の故意または重大な過失による任務懈怠行為により第三者が損害を被った場合、第三者に対する損害賠償責任（商法第401条）

状況の管理、違反事実発生時の是正措置等の内容を含む内部統制システムの構築および適切な運営に注意を払ってこなかったならば、仮に個別の違反行為について事前に認知できず、認知した可能性がなかったとしても、理事等経営陣の民事上の損害賠償責任は免責されず、監視義務違反により会社に発生した損害を分担して賠償する責任を負うと判示している。すなわち、違法行為に対する理事の故意や過失等の主観的な要素が必要であるという伝統的な立場から、今は主観的な要素がなくても普段の内部統制システムの構築および運用という客観的な事実を欠いていれば、経営陣個人に対する損害賠償責任を認めることができるという立場に旋回したと評価できる。

- 大法院は、談合行為によって建設会社が公正取引委員会から数百億ウォンの課徴金を課され、会社の少数株主らが代表理事および理事を相手取って損害賠償を請求した事案において、「代表理事が事件の談合行為を具体的に知らず、役員らの行為を直接指示していないという理由だけで、その責任を免れることはできない。内部統制システムは、会計管理制度に限定されるものではなく、関連法規の遵守状況を管理し、違反事実を発見した場合はただちに申告または報告して是正措置を講じられる形態で具現されなければならない。代表理事が、会社の目的や、規模、営業の性格および法令の規制等に照らして高い法的リスクが予想される場合であるにもかかわらず、これに関連する内部統制システムを構築してそれがしっかり作動するようにするための努力をしていない、または上記のようなシステムを通じた監視、監督義務の履行を意図的に無視した結果、ほかの理事等の違法な業務執行を防止できなかったならば、これは代表理事として会社の業務全般に対する監視義務を怠ったもので、賠償責任を負わなければならない（大法院2021年11月11日言渡2017ダ222368判決）。」と判決した。
- また、大法院は、このような理事のほかの理事に対する監視監督義務は、代表理事のみにあるのではなく、理事会の一員であれば常勤理事はもちろん、非常勤理事（社外理事）にもあることを明確にした。「（理事は）自ら法令を遵守しなければならないだけでなく、代表理事や他の業務担当理事も法令を遵守して業務を遂行するよう監視・監督する義務を負う。このような監視・監督義務は、社外理事等会社の常務に従事しない理事であるからといって、別様にみるものではない（大法院2022年5月12日言渡2021ダ279347判決）。」と判示し、非常勤理事（社外理事）も代表理事等社内理事の業務遂行をしっかりと監視できなかったならば、損害を賠償しなければならないことを明確にした。

すなわち、大法院は、会社のコンプライアンスの失敗（法律違反、不正行為等）に対して統制義務を尽くさなかった経営陣（理事）の個人的な損害賠償責任を認める判決を相次いで言い渡しており、その損害賠償責任を会社の代表理事や社内理事だけでなく、非常勤社外理事に対しても認めており、賠償額も数百億ウォン単位に急増した事例も出ているなど、これまでになく理事の法的責任が強化される流れにある。最近、国内の某大企業において経営権防御の目的で派生金融商品契約を締結し、会社が損害を被ったことに対し株主らが会社の経営陣を相手取って損害賠償を請求した事例において、経営陣等の義務違反を理由として数百億ウォンの賠償責任を認めてもいる。

4. 韓国政府および機関投資家も理事の遵法統制およびそれによる法的責任を強化

4.1 国内の主な機関投資家である国民年金公団は、受託者責任活動の一環として株主代表訴訟の提起を本格的化していくと強調

- 国民年金公団は2020年の年次報告書で、責任投資活動に関連し、ESG投資とともに株主権の行使を強化するという計画を明らかにした。特に、株主権行使計画の重点事案として、理事会の構成・運営等のガイドラインの制定、株主活動範囲の拡大、代表訴訟提起の実行力の確保を含め、株主代表訴訟を行う計画であるとのことである。
- 具体的に、国民年金公団は、(i)理事の注意義務違反の有無、損害発生金額、消滅時効等を考慮し、株主代表訴訟提起の基準を策定しており、(ii)2021年12月頃、多数の企業に対し、株主代表訴訟をするかを決定するために株主価値の毀損に係る事件に関する事実関係の説明および資料の要請をする非公開書簡を送し、(iii)代表訴訟の提起の決定権限を受託者責任委員会とするための内部規定の変更等を議論した³。

³ ただし、2023年3月7日付の国民年金基金運用委員会の「受託者責任活動に関する指針改正（案）小委員会（議案番号第2023-2号）」で未合意

4.2 最近の政府による金融会社の役員の内部統制義務強化のための制度改善および法律改正

- 金融会社の支配構造に関する法律（以下「**金融会社の支配構造法**」）により、すべての金融会社が内部統制体系を構築および運営するように定められているにもかかわらず、現実的に会社ごとにその水準の差が非常に大きく、相次ぐ金融事故による金融業界の内部統制に対する懸念と反省から改善策が提示された[金融委員会「金融会社の代表理事、理事会および役員の内部統制に関する責任制度改善策」（（2022年11月29日発表））]。
- 具体的には、(i)代表理事に事故防止のための内部統制管理義務（総括的責任）を課し、(ii)理事会に代表理事等の職務執行の監督を課すことで管理義務の実効性を向上させ、(iii)担当役員には所管業務に対する内部統制を強化して部門別の責任構造を確立した。
- 2024年7月3日に施行された金融会社の支配構造法では、(i)金融会社の役員に内部統制およびリスク管理が効果的に作動するための管理措置の履行義務を課し（同法第30条の2新設）、(ii)金融会社の代表理事等は上記管理義務を履行すべき役員と役員の職責別にその責務を配分した責務構造図を設けた（同法第30条の3新設）。

II. 理事の法的責任を最小化するための方法

1. 企業刑事事件の特徴およびコンプライアンスシステムの構築・強化の必要性

通常、企業刑事事件が発生した場合、捜査機関は嫌疑を立証するために次の三つの事項を主に確認し、関連証拠を確保する。すなわち、(1)まず社内専決規定を通じて違反行為の関与者および範囲を確認し、(2)当該関与者らが違法行為に直接関与したか、報告等を受けて認知していたかなど主観的な要素を確認した後、(3)最後に普段違反行為を防止するための法・規定遵守の努力を講じていたかを検討する。

これに対応し、会社および理事（経営陣）の法的責任を最小化するためには、(1)および(2)に関して意思決定に関する分掌を明確にする一方、コミュニケーションに関する文書管理体系等を構築する必要がある（コミュニケーションリスクの低減）、

(3)法・規定遵守のための内部統制を強化する必要がある（事業構造的リスクの低減）。以下では、まずコミュニケーションリスクの低減方法を説明した後、事業構造的リスクの低減方法を順に説明する。

2. コミュニケーションリスクの低減方法

この低減方法の核心は、不必要／不適切な報告および不確実な内容／根拠のない法的判断によるリスクを低減させることであり、次の事項に対する点検が必要である。

2.1 R&R、組織図およびSOPの整備

各理事（役員）のR&R、job descriptionおよび組織図を整備し、社内報告／文書を管理し、保管のプロトコル／SOPを整備する必要がある。

2.2 内部文書（起案／報告／決裁文書等）の作成方法

(i)合理的な判断／検討なしに法的評価（例：背任リスクあり、不当支援の可能性等）を記載することを控え、(ii)文書に根拠のない法的表現（例：リスク、不法、不公正等）を入れることを控え、(iii)法的判断／評価が必要な場合は電話／対面で法務／コンプライアンス部署と協力する必要がある。

2.3 会議録

多様な案件が議論される会議録の性質に照らして、「議論内容」と「結論」をいずれも明確に記載するなど、誤解の余地のない表現を使用して作成するよう普段教育および点検をする必要がある。

2.4 日程表／スケジュール

理事の日程表およびスケジュール（過去の会議を含む）を持続的にアップデートし、キャンセルになったり出席していない会議によって誤解が発生しないように常時アップデートする必要がある。

2.5 決裁

内部委任専決規定等を体系化する必要がある。特に、技術的かつ専門的な問題については、具体的な内容を把握して管理することが難しい可能性があり、当該専決権限は関連役職員に委任することを検討する必要がある。

2.6 文書管理システムおよびポリシーの構築

会社の(i)文書管理規程、文書保存ポリシー等の規程を点検および完備し、(ii)文書管理部署および文書管理責任者を指定し、(iii)文書の周期別の保管／廃棄義務の履行状況を点検する必要がある。

3. 事業構造的リスクの低減方法

韓国の大法院が強調した内部統制システムの構築および運営を通じたリスク管理が核心要素である。すなわち、会社の産業別の特徴により普段高い法的リスクが予想される業務であれば、これに関連する諸般の法規の把握、Audit等を通じた法規遵守状況およびリスク管理、違反事実発生時の是正措置等の内容を含む内部統制システムの運営が必要である。具体的に以下、説明する。

3.1 リスク分析および予防

- 国内外のコンプライアンス環境によるリスク領域の識別および優先順位化：会社が属する事業が伝統的に国内外の当局から強い規制を受けてきたかおよびその具体的な内容を把握し、これを基に今後の国内外の規制当局の執行を予想するなどしてリスク領域を識別し、優先順位を決めて優先的に点検する領域を確定する必要がある。自動車産業を例に挙げると、伝統的に顧客安全、大気環境、勤労者の作業環境等に対し国内の当局から強い規制を受けてきており、今後もこのような傾向は続くことが予想することができる。特に今年は電気自動車の普及拡大および電気自動車のバッテリー爆発等の事件を受けて、関係機関の指示・監督の下、電気自動車のバッテリーの安定性に関連する規制が一層強化されており、公正取引委員会は下請会社との関係において不公正な取引条件を強要したり、サプライチェーン内の独占・寡占的地位を濫用する企業に対しては強い規制を取ってきた点に照らして、今後このような顧客安全、公正取引、大気環境、勤労者の作業環境領域をリスクの高い領域とみて、優先的な点検方法を具備することを検討することができる。
- 社内規程、指針、マニュアル、ガイドライン、チェックリスト等の具備：社内でリスクの高い領域を選定したならば、当該部署および組織が業務を行うにあたって適用される各種社内規程、指針、チェックリスト等を点検し、関連法規

の制定・改正等の内容がしっかり反映されているか、または発生し得るリスクを予防するための内容が抜かりなく含まれているかを検討し、必要に応じて補完し、定期的に点検およびアップデートを続けていく必要がある。

- **役職員の教育**：上記の各種規程の整備の他にも、主なリスク領域を中心に関連役職員に対する主な法令および社内規程、違反事例等を含む予防教育を定期的に行い、役職員の認識を向上させる必要がある。
- **定期的／非定期的なMock Audit**：社内でリスクが特に高いと判断される場合、当該部署および組織に対し、実際に法規および規程を遵守してリスクを予防しているかを点検するために、会社の監査部署等を動員して定期的または非定期的に監査を実施し、その結果によって不備点を是正し、人事考課等に反映する方法を検討することができる。

3.2 実効性のある内部情報提供チャネルの構築および是正措置

- **内部告発制度の構築および運営**：社内で発生し得る違反行為を摘発および是正するためには、役職員らが自発的に情報提供する方法が最も効果的であり、このために、普段から社内にコンプライアンスホットラインを構築し、内部告発者に対する身辺保護および報復等不利益な処遇の禁止等のプロセスを社内規程で設け、運用する必要がある。
- **違反行為摘発時の是正措置**：内部調査の結果、法規または社規に違反する行為が摘発されるなどのリスクが実現した場合、当該役職員に対する懲戒措置、関連役職員の教育および社内規程の再整備等、再発防止のための是正措置を設ける必要がある。

III. 結論

このように、国内外のコンプライアンス規制の動向が急変しており、理事の法的責任が強化されている状況においては、コンプライアンスシステムを構築して適切に運営することによって、理事個人に及ぶ法的リスクを最小化し、企業の信頼性および競争力を向上させる契機とすることができると考えられる。